

こうのす花まつり実行委員会における露店等の出店に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、こうのす花まつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）が鴻巣市暴力団排除条例（平成24年鴻巣市条例第29号）の趣旨に基づき、こうのす花まつりにおいて暴力団を利することを防止するとともに、市内に在住し、在勤し、在学し、又は滞在する者（以下「市民等」という。）が安全で安心して実行委員会事業を楽しめるものとするため、露店及びフリーマーケット（以下「露店等」という。）の出店に関し必要な事項を定めるものとする。

（適用範囲）

第2条 この規程は、こうのす花まつりにおいて、実行委員会が管理する区域内に、露店等を出店しようとする全ての者及び団体（以下「出店申請者」という。）に適用する。

（出店の申込み及び許可）

第3条 出店申請者は、実行委員会の指定する日までに次に掲げる書類を実行委員会に提出するものとする。

(1) 露店等出店申込書（様式第1号）

(2) 出店に関する誓約書（様式第2号）

(3) 運転免許証等顔写真付本人確認書類。ただし、顔写真付本人確認書類がない場合は、本人確認書類及び本人の顔写真とするものとする

2 実行委員会は、出店申請者から提出された前項各号に掲げる書類の内容を審査し、適当と認めたときは、出店を許可し、出店許可証（様式第3号）を出店申請者に交付するものとする。

（出店の拒否）

第4条 実行委員会は、出店申請者及びその使用人（以下「申請者等」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、露店等の出店を許可しないものとする。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力

団をいう。以下同じ。)並びに暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)及び暴力団員と不適切な関係を有する者(以下「暴力団員等」という。)

- (2) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人等
- (3) 暴力団員等であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (4) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している個人又は法人等
- (5) 暴力団又は暴力団員等に対して金品を提供し、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持運営に協力又は関与している個人又は法人等
- (6) 粗野な言動等により、市民等に不快な思いをさせる行為をするおそれのある者又は事業の品位を損なうおそれがあると実行委員会等が認めたもの

(関係機関への意見聴取)

第5条 実行委員会は、申請者等が前条各号に掲げる者に該当するか否かについて、関係機関に意見を聴取することができる。

(名義貸しの禁止)

第6条 出店の許可は、出店申請者本人に対するものであるため、名義貸しについてはこれを禁止する。

(出店許可証の掲示)

第7条 露店等の出店の許可を受けた者は、実行委員会が発行した出店許可証を店舗の外部から見える場所に掲示し、又は備え付けて営業を行わなければならない。

2 申請者等は、申請の際に提出した本人確認書類を携行し、実行委員会の委員又は警察職員から求めがあった場合は、これを提示しなければならない。

(通報等)

第8条 申請者等は、暴力団員等から不当要求若しくは業務妨害等の不当

介入又は犯罪被害を受けた場合は、実行委員会及び警察への通報又は報告等必要な措置を講ずるものとする。

（出店許可の取消し）

第9条 実行委員会は、第3条第2項の規定により出店を許可した露店等について、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに出店の許可を取り消すことができる。

- (1) 申請者等が、第4条各号の規定に該当すると判明した場合
- (2) 出店の許可を受けた者が、虚偽の申請により出店の許可を受けたことが判明した場合
- (3) 申請者等が、第6条の規定に違反した場合
- (4) 市民等又は実行委員会に対して、暴力的若しくは脅迫的な言動又は不当な要求行為を行った場合
- (5) 偽計若しくは威力を用いて実行委員会関係者の信用を棄損し、又は業務を妨害した場合
- (6) 粗野な言動等により、市民等に不快な思いをさせる行為を行った場合
- (7) 法令等に基づく必要な手続を行わない場合
- (8) 次条若しくは第11条の規定を遵守せず、又は実行委員会の指示に従わない場合

（申請者等の遵守事項）

第10条 申請者等は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 法律で禁止されている物品、品位を損なう物品等を販売しないこと。
- (2) 火気を伴う営業は、消火器を常設すること。
- (3) 出店場所付近の形状の変更を伴う工作をしないこと。
- (4) ゴミ類は、出店者の責任において処理すること。
- (5) 交通法令を遵守し、物品の搬出入に当たっては交通の支障にならないよう努めること。
- (6) 事業終了後は、使用前の状態に復すること。
- (7) 実行委員会の指示に従うこと。

（撤去等の措置）

第 1 1 条 実行委員会は、この規程に違反する申請者等に対して、露店等の撤去等必要な措置を命ずることができるものとし、これによって申請者等に損害が生じたとしても実行委員会はその責めを負わない。この場合において、撤去等に要する費用は全て申請者等の負担とする。

(露店等の使用人の届出)

第 1 2 条 出店の許可を受けた者が、申請者等以外の者を使用人として雇用するときは、当該使用人の住所、氏名、生年月日等を実行委員会に届け出なければならない。

(その他)

第 1 3 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 2 5 年 2 月 8 日から施行する。